

議院運営委員会

委員一覧（25名）

委員長	溝手 顕正（自民）	北川 イッセイ（自民）	芝 博一（民主）
理事	金田 勝年（自民）	小泉 昭男（自民）	下田 敦子（民主）
理事	小斎平 敏文（自民）	末松 信介（自民）	藤本 祐司（民主）
理事	松山 政司（自民）	中川 雅治（自民）	藤原 正司（民主）
理事	櫻井 充（民主）	二之湯 智（自民）	柳澤 光美（民主）
理事	平田 健二（民主）	松村 祥史（自民）	谷合 正明（公明）
理事	弘友 和夫（公明）	三浦 一水（自民）	鰐淵 洋子（公明）
	荻原 健司（自民）	大江 康弘（民主）	
	岸 信夫（自民）	工藤 堅太郎（民主）	

(17.9.21 現在)

庶務関係小委員（15名）

小委員長	三浦 一水（自民）	中川 雅治（自民）	下田 敦子（民主）
金田	勝年（自民）	松村 祥史（自民）	平田 健二（民主）
岸	信夫（自民）	松山 政司（自民）	藤原 正司（民主）
小泉	昭男（自民）	工藤 堅太郎（民主）	谷合 正明（公明）
小斎平	敏文（自民）	櫻井 充（民主）	弘友 和夫（公明）

(召集日 現在)

図書館運営小委員（15名）

小委員長	大江 康弘（民主）	小斎平 敏文（自民）	芝 博一（民主）
荻原	健司（自民）	末松 信介（自民）	平田 健二（民主）
金田	勝年（自民）	二之湯 智（自民）	柳澤 光美（民主）
岸	信夫（自民）	松山 政司（自民）	弘友 和夫（公明）
北川	イッセイ（自民）	櫻井 充（民主）	洋子（公明）

議院運営

（1）審議概観

第163回国会において本委員会に付託された法律案は、衆議院提出3件（うち、議院運営委員長提出2件）であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願3種類12件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

国会法及び国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案は、平成17年8月の人事院勧告に基づき、本年12月に受ける期末手当の額の調整を行うとともに、平成18年4月から、議長、副議長及び議員の歳費の額を1.7パーセント減額する等の措置を講ずるものである。

本法律案は、10月25日に衆議院から提出、28日、本委員会に付託され、同日、多数

をもって可決された。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の給料の額を改定するものである。

本法律案は、10月25日に衆議院から提出、28日、本委員会に付託され、同日、全会一致をもって可決された。

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案は、国会職員の昇給時期が年一回となることに伴い、職務復帰後における給与の取扱いの規定について所要の整理を行うものである。

本法律案は、10月25日に衆議院から提出、28日、本委員会に付託され、同日、全会一致をもって可決された。

(2) 委員会経過

○平成17年9月21日（水）（第1回）

一、事務総長から内閣総辞職の報告を聴いた。

一、予算委員長の辞任及びその補欠選任について決定した。

一、災害対策特別委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会、イラク人道復興支援活動等及び武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会、北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会及び郵政民営化に関する特別委員会を設置し、委員の会派割当をそれぞれ次のとおりとすることに決定した。

災害対策特別委員会

自由民主党10人、民主党・新緑風会7人、公明党2人、日本共産党1人 計20人
沖縄及び北方問題に関する特別委員会

自由民主党9人、民主党・新緑風会7人、公明党2人、日本共産党及び社会民主党・護憲連合各1人 計20人

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

自由民主党17人、民主党・新緑風会12人、公明党3人、日本共産党、社会民主党・護憲連合及び国民新党・新党日本の会各1人 計35人

イラク人道復興支援活動等及び武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会

自由民主党19人、民主党・新緑風会14人、公明党4人、日本共産党2人、社会民主党・護憲連合1人 計40人

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

自由民主党9人、民主党・新緑風会7人、公明党2人、日本共産党及び国民新党・新党日本の会各1人 計20人

郵政民営化に関する特別委員会

自由民主党17人、民主党・新緑風会12人、公明党4人、日本共産党及び社会民主

党・護憲連合各1人 計35人

一、次の構成により庶務関係小委員会及び図書館運営小委員会を設置することを決定した後、それぞれ小委員及び小委員長を選任した。

自由民主党8人、民主党・新緑風会5人、公明党2人 計15人

なお、各小委員の変更の件については、委員長に一任することに決定した。

一、国民新党・新党日本の会を立法事務費の交付を受ける会派と認定した。

一、外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。

一、会期を42日間とすることに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成17年9月26日（月）（第2回）

一、内閣委員長、財政金融委員長、国土交通委員長、環境委員長、国家基本政策委員長及び懲罰委員長の辞任及びその補欠選任について決定した。

一、本会議における内閣総理大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、日取り 9月29日

ロ、時 間 自由民主党50分、民主党・新緑風会80分、公明党30分

ハ、人 数 民主党・新緑風会3人、自由民主党2人、公明党1人

ニ、順 序 1民主党・新緑風会 2自由民主党 3公明党 4民主党・新緑風会
5自由民主党 6民主党・新緑風会

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成17年9月29日（木）（第3回）

一、理事の補欠選任を行った。

一、小委員長の補欠選任を行った。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成17年10月5日（水）（第4回）

一、裁判官訴追委員、皇室経済会議予備議員、国土審議会委員及び国土開発幹線自動車道建設会議委員の選任について決定した。

一、国土審議会特別委員の推薦について決定した。

一、障害者自立支援法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 1人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成17年10月12日（水）（第5回）

一、農林水産委員長及び決算委員長の辞任及びその補欠選任について決定した。

一、郵政民営化法案、日本郵政株式会社法案、郵便事業株式会社法案、郵便局株式会社法案、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案及び郵政民営化法等の施

行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 1人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成17年10月14日（金）（第6回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成17年10月19日（水）（第7回）

一、労働安全衛生法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 1人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成17年10月21日（金）（第8回）

一、銀行法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 1人

一、電波法及び放送法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 1人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成17年10月26日（水）（第9回）

一、次の件について山崎内閣官房副長官、七条内閣府副大臣、山本総務副大臣、富田法務副大臣、中野厚生労働副大臣及び高野環境副大臣から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。

イ、国家公務員倫理審査会会长の任命同意に関する件

ロ、検査官の任命同意に関する件

ハ、総合科学技術会議議員の任命同意に関する件

二、情報公開・個人情報保護審査会委員の任命同意に関する件

ホ、電波監理審議会委員の任命同意に関する件

ヘ、日本放送協会経営委員会委員の任命同意に関する件

ト、中央更生保護審査会委員の任命同意に関する件

チ、中央社会保険医療協議会委員の任命同意に関する件

リ、労働保険審査会委員の任命同意に関する件

ヌ、社会保険審査会委員の任命同意に関する件

ル、公害健康被害補償不服審査会委員の任命同意に関する件

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成17年10月28日（金）（第10回）

一、国会法及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

（衆第20号）（衆議院提出）について衆議院議院運営委員長川崎二郎君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第20号）賛成会派 自民、公明

反対会派 民主

一、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第21号）（衆議院提出）を可決した。

（衆第21号）賛成会派 自民、民主、公明

反対会派 なし

一、国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第22号）（衆議院提出）を可決した。

（衆第22号）賛成会派 自民、民主、公明

反対会派 なし

一、国会職員の給与等に関する規程の一部改正に関する件について決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成17年11月1日（火）（第11回）

一、総務委員長、法務委員長、外交防衛委員長、文教科学委員長、厚生労働委員長、経済産業委員長及び行政監視委員長の辞任及びその補欠選任について決定した。

一、外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件の継続審査要求書を提出することに決定した。

一、閉会中における本委員会所管事項の取扱いについてはその処理を委員長に、小委員会所管事項の取扱いについてはその処理を小委員長にそれぞれ一任することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

(3) 議案の要旨

○成立した議案

国会法及び国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第20号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、国会法の一部改正

議員は、一般職の国家公務員の最高の給与額（地域手当等の手当を除く。）より少なくてない歳費を受けるものとすること。

二、国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正

1 各議院の議長は218万2,000円を、副議長は159万3,000円を、議員は130万1,000円を、それぞれ歳費月額として受けること。

2 平成17年12月に受ける期末手当の額について、内閣総理大臣等と同様の調整を行うこと。

三、この法律は、平成18年4月1日から施行すること。ただし、二の2は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行すること。

国會議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第21号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、平成17年度の国會議員の秘書の給料月額を特別職の秘書官に準じて改定するとともに、平成17年12月期の勤勉手当の支給割合を一般職の職員に準じて改定すること。

二、平成18年度以後の国會議員の秘書の給料月額を特別職の秘書官に準じて改定するとともに、勤勉手当の支給割合を一般職の職員に準じて改定すること。

三、この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行すること。ただし、二は平成18年4月1日から施行すること。

四、その他この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めること。

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第22号）

【要旨】

本法律案の改正点は、以下のとおりである。

一、国会職員の昇給時期が年1回となることに伴い、職務復帰後における給与の取扱いの規定について所要の整理を行う。

二、この法律は、平成18年4月1日から施行する。